

# 建設リサイクル法に基づく届出の郵送受付について

## 1. 郵送による受付に必要なもの

1. 届出書（様式第一号）
2. 分別解体等の計画等（別表）
3. 付近見取図
4. 写真又は設計図（工事の概要が分かるもの）
5. 工程表
6. 委任状（委任事項がある場合のみ）
7. 返信用封筒
8. 担当者の名刺など、この件での問合せ先が分かる資料

※ 上記1～5の書類については、2部（正本、副本）ご提出ください。

## 2. 注意事項

- ・工事着手7日前までに到着するように郵送してください。
- ・届出書類が池田市役所到着の際、郵便料金不足場合は受取拒否させていただきます。
- ・書類の作成については、誤記や記入漏れ等の不備が無いよう十分に注意してください。書類に不備がある場合は、工事着手予定日までに来庁をお願いすることがあります。

### <返信用封筒について>

- ・副本及び届出済みシールを返信用封筒にて送付します。宛名を記入し、切手を貼ったものを同封してください。
- ・郵便料金に不足が生じる可能性がある場合は、「不足分受取人払」とさせていただきます。

## 3. 提出先

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1-1

池田市役所 審査指導課 建設リサイクル届 担当者